



414
A 1115

明治九年十月十一日

内密議案

大史 平井少史

大臣 参議

米人ハウズ刊行之毎週新聞
助成金資給之儀ニ付命令書案
別紙一通仰 高裁扶也

大正
候十一
月
寄
附



毎週新聞發刊に依り付命令書案

日本政府の代理を爲る参議並内務卿大久保利通
閣下と参議並大藏卿大隈重信閣下の命令に因
りて史平井希昌閣下此の命令に書と發行せし
日本通用銀貨を萬五千圓額とイフコトハウ民
々東京に於て編纂刊行する毎週新聞の助成を
し之を二十八期割賦し其第一期を千五百
圓額と此の書調印の第二日、資給し其第

二期以降を調印し時より三個月の後を始まる
五百圓額を月月資給せしめし因り其の爲め
契約せしめし條款を掲載すし其下文の如し

第一款

一 東京におりし毎週新聞刊行用業
せしめし記事其第一号を務めて發刊
せしめし此書調印し日と定む四十五日
の期限を越へしを廢たす

第二款

一 新聞局を毎号新聞五百部宛代價を
要すし政府指名の請取人へ送付す
政府より此の五百部より若干部を
海外諸國要路へ人へ送贈すを欲せし
ハリス氏を毎年銀貨五百圓に郵便料
を得し務めて之を多數郵送し其餘分
ハ政府の委任するし又と送付し先の姓名并

住所とも記明し、吏官事務局指名し、合
進呈すべし

第三款

一此の命とわし、第二款掲げたる手順を以
て該新書の郵贈を受く趣託人々より
自家に承買を好む者は、ハウス氏別
表並文書の部数と代價と要す、政府に
送付せらるべし

第四款

一大久保利通閣下大蔵省作庭下
特殊に記述公布せんと欲し、自身又
其の書史を命し書取又古口演を
以て通知せしめ、諸説をハウス氏に
おたくを記述刊行すべし

第五款

一該新聞に記載せしめ、日本関係し

大久保利通閣下

住所とも記明し、吏官事務局指名し、合
進呈すべし

第三款

一此の命とて、わし第二款掲げたる手順と
く該新年度の郵贈を受く趣託人となり
自家に承買を好むあつてハウス氏別
吏官文書の部数と代價と要す政府
送付せらるべし

第四款

一 大久保利通閣下 大隈重信閣下
特殊に記述公布せんと欲し、自身又
其の書史を命し書取又古口演と
して通知せしめ、諸説をハウス氏に
おたく之を記述刊行すべし

第五款

一 該新聞に記載せしめ、日本関係

較島外務大輔

住所とも記明し、吏官事務局指名し、合
造するべし。

第三款

一此の命を以て第二款に掲げた手順を以
て該新年度の郵贈を受くる應記人となり
自家に承買を好む者は、ハウス氏別
表を以ての部数と代價と要する政府に
送付するべし。

第四款

一大久保利通閣下、大隈重信閣下
特殊に記述公布せんと欲し、自身又
其の書史を命じ書取らば又其口演を
以て通知せしめ、諸説をハウス氏に
おく之を記述刊行すべし。

第五款

一該新聞に記載せしめ、日本関係し

較島外務大輔閣下

諸説諸意見の類をハウス氏識見の及ぶ所
に常に政府の裨益を考ふ眞實公正
に偏頗ある物あり

第六款

一若しハウス氏長病に罹り此の命と書
の第一款を載ししむる手續に及ばず刊行
せしむれば新聞紙編輯し業を止息し
其のせしめ連続一百二十日を越え其の

の代人を使用するに及ばず此の命と書
の助成し資給を政府の擇む所とす
せ全く停止せしめ可なりとす

第七款

一此の命と書に載ししむる調停後三十個月
の期内に萬一ハウス氏死亡す事あれば前記
を同氏との助成を其月の終り迄に停止
せしむる事

第八款

一ハウス氏此後新屋築業と他賣す所又も
他の情由に因りて其前又同氏より助成を受
けし權利を決し何人因りて他人に譲與
すを得ざる事

第九款

一此の命令書書の約款をハウス氏承諾せし趣
と同氏手書と似し申取す時、至し此

の命令書書と實力と有せる物と判定せし
事

明治九年十月 日 少史平井希昌 印

